申請者控

道路占用 許可申請 協　議 書

新規	更新	変更	土　発　第　　号 年　月　日

伊奈町長　　様　　令和　年　月　日

〒
住所 ……

氏名 ……

担当者 ……

ＴＥＬ ……

道路法 第32条 / 第35条 の規定により 許可を申請 / 協　議 します。

占用の目的				
占用場所	路線名	町道第　　号線	車道・歩道・その他	
	場所	伊奈町　　地先から 伊奈町　　地先まで		
占用物件	名称	規模	数量	
占用の期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　間	占用物件の構造		
工事の期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　間	工事実施の方法		
道路の復旧方法		添付書類	案内図　平面図 縦断図 横断図　構造図(適宜)　その他	

記入要領

1　「許可申請 / 協　議」「第32条 / 第35条」及び「許可を申請 / 協　義」については、該当するものを○で囲むこと。

2　新規 / 更新 / 変更 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

3　申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。

4　変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを(　)書きすること。

5　「占用の目的」欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記載すること。

6　「占用場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

7　「占用物件」欄には、占用物件の名称、規模(数量の内訳)、数量を記載すること。

8　「占用物件の構造」欄には、占用物件の材質等を記載すること。なお、図面により示す場合はその旨を記載すること。

9　「工事実施の方法」欄には、自己施行・請負施行の別及び道路の掘削を伴う場合は開削・推進・シールド等の別を記載すること。

10　「道路の復旧方法」欄には、道路の復旧が必要な場合に、現在の道路機能と同等に復旧する内容を記載すること。なお、図面により示す場合は、その旨を記載すること。

11　「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

12　各記入項目のうち、該当欄へ記載しきれない場合は、別紙に記載して本書に添付すること。

※　更新許可申請の場合は、添付書類のうち縦断図・横断図・構造図を省略することができます。

※　本申請書は5部複写になっているのでボールペンで強く書いてください。

（５枚複写）

警察協議用

道路占用 許可申請 協　議 書

新規	更新	変更	土　発　第　　号 年　月　日

伊奈町長　　様　　令和　年　月　日

〒
住所 ……

氏名 ……

担当者 ……

ＴＥＬ ……

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協　議 します。

占用の目的				
占用場所	路線名	町道第　　号線	車道・歩道・その他	
	場所	伊奈町　　地先から 伊奈町　　地先まで		
占用物件	名称	規模	数量	
占用の期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　間	占用物件の構造		
工事の期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　間	工事実施の方法		
道路の復旧方法		添付書類	案内図　平面図 縦断図 横断図　構造図(適宜)　その他	

町

控

道路占用 許可 回答 書

土 発　　第　　号
令和　　年　　月　　日

〒
住所 ……

氏名 ……

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった道路占用については、

下記のとおり 許可 回答 する。

伊奈町長

記

占用の目的				
占用場所	路線名	町道第　　号線	車道・歩道・その他	
	場所	伊奈町　　地先から 伊奈町　　地先まで		
占用物件	名称	規模	数量	
占用の期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　間	占用物件の構造		
工事の期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　間	工事実施の方法		
道路の復旧方法		占用料	○初年度　　円 ○減額 ○無料 年額　　円 ○免除 (納入期限)別途発行する納入通知書に指定する期限	

許可・回答条件

1　工事に着手しようとするとき及び工事が完了したときは、直ちに別添の届出書を伊奈町長(以下「町長」という。)へ提出すること。なお、完了届にあっては、施行前・施行中・施行後の写真を添付すること。

2　工事現場には、さく又はおおいを設け夜間は赤色燈又は黄色燈を設置すること。また交通の危険防止のため道路標識その他工事標準施設を完備すること。

3　工事に起因した苦情及び第三者への損害は、占用者の責任において解決すること。

4　工事に起因して既設工作物を汚損又は損傷したときは、占用者の負担で原形に復旧すること。

5　占用期間中は、占用物件の管理を適切に行い、道路の構造及び交通に支障を与えないこと。

6　道路に関する工事のため、占用物件の除去・移転又は改築の命令を受けたときは、占用者の負担で義務を履行すること。

7　道路占用期間満了後も引き続き道路を占用しようとするときは、期間満了日の1か月前までに、道路占用許可申請(協議)書を提出すること。

8　道路占用を廃止しようとするときは、町長へ届け出て、原状復旧の方法及び時期について指示を受けること。

9　工事時間は、午前 午後　　時　　分から

午前 午後　　時　　分までとする。

教　示

1　この道路占用許可に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊奈町長に対して審査請求をすることができます(この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、埼玉県知事に対して再審査請求をすることもできます。ただし、埼玉県知事に対する再審査請求は、伊奈町長に対する審査請求をし、その裁決を経た後でなければすることができません。

2　この許可の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この許可を知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊奈町を被告として(被告の代表者は伊奈町長となります。)提起することができます。ただし、この許可の日の翌日から起算して1年を経過するとこの許可の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この許可の取消しの訴えを提起することができます。

交付用

道路占用 許可 回答 書

土発　　第　　号
令和　　年　　月　　日

〒
住所 ……

氏名 ……

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった道路占用については、

下記のとおり 許可 回答 する。

伊奈町長　　印

記

占用の目的				
占用場所	路線名	町道第　　号線	車道・歩道・その他	
	場所	伊奈町　　地先から 伊奈町　　地先まで		
占用物件	名称	規模	数量	
占用の期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　間	占用物件の構造		
工事の期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　間	工事実施の方法		
道路の復旧方法		占用料	○初年度　　円 ○減額)無料 年額　　円 ○免除	
			(納入期限)別途発行する納入通知書に指定する期限	

許可・回答条件

1　工事に着手しようとするとき及び工事が完了したときは、直ちに別添の届出書を伊奈町長(以下「町長」という。)へ提出すること。なお、完了届にあっては、施行前・施行中・施行後の写真を添付すること。
2　工事現場には、さく又はおおいを設け夜間は赤色燈又は黄色燈を設置すること。また交通の危険防止のため道路標識その他工事標準施設を完備すること。
3　工事に起因した苦情及び第三者への損害は、占用者の責任において解決すること。
4　工事に起因して既設工作物を汚損又は損傷したときは、占用者の負担で原形に復旧すること。
5　占用期間中は、占用物件の管理を適切に行い、道路の構造及び交通に支障を与えないこと。
6　道路に関する工事のため、占用物件の除去・移転又は改築の命令を受けたときは、占用者の負担で義務を履行すること。
7　道路占用期間満了後も引き続き道路を占用しようとするときは、期間満了日の1か月前までに、道路占用許可申請(協議)書を提出すること。
8　道路占用を廃止しようとするときは、町長へ届け出て、原状復旧の方法及び時期について指示を受けること。
9　工事時間は、午前 午後　　時　　分から　午前 午後　　時　　分までとする。

教示

1　この道路占用許可に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊奈町長に対して審査請求をすることができます(この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、埼玉県知事に対して再審査請求をすることもできます。ただし、埼玉県知事に対する再審査請求は、伊奈町長に対する審査請求をし、その裁決を経た後でなければすることができません。
2　この許可の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この許可を知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊奈町を被告として(被告の代表者は伊奈町長となります。)提起することができます。ただし、この許可の日の翌日から起算して1年を経過するとこの許可の取消しの訴えを提起することができなくなります。
　なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この許可の取消しの訴えを提起することができます。

正

本

道路占用 許可申請 協　議 書

新規	更新	変更	土　発　第　　号 年　月　日

伊奈町長　　様　　令和　年　月　日

住所 〒

氏名

担当者

ＴＥＬ

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協　議 します。

占用の目的					
占用場所	路線名	町道第　　号線		車道・歩道・その他	
	場所	伊奈町　　地先から 伊奈町　　地先まで			
占用物件	名称	規模	数量		
占用の期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　間	占用物件の構造			
工事の期間	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで　間	工事実施の方法			
道路の復旧方法		添付書類	案内図　平面図 縦断図 横断図　構造図(適宜)　その他		

道路占用許可審査書兼伺書

町長	副町長	統括監	課長	主幹	課長補佐	係長	主任	係	合議			

(所　見)	(占用料)　初年度　　円 年　額　　円 算　定： ・減額　・免除　・無料
起　案　令和　年　月　日	(取扱)　秘　至急　その他
決　裁　令和　年　月　日	文書保存　年